

2018年度 駒澤大学法科大学院活動抄録

- 1 2018年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告
- 2 特別講演会報告
- 3 エクスターンシップ
- 4 無料法律相談会
- 5 駒澤大学法科大学院市民ロースクール
- 6 入学前イベント
- 7 ランチミーティング
- 8 本学法科大学院における授業改善のための諸方策の実施について

2018年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告

【2018年】

- 4月1日 休日（日曜日）
- 4月2日 法科大学院新入生オリエンテーション 新入生・在学生合同オリエンテーション 平成30年度第1日
- 4月4日 4月入学者単位認定試験
- 4月9日 駒澤大学法科大学院入学式
- 5月19日 春季無料法律相談会（渋谷法律相談センター・渋谷シビック法律事務所）
- 5月26日 合同進学説明会（読売新聞社主催・法曹を目指す方のための進学相談会&講演会・TKP ガーデンシティ PREMIUM 秋葉原）
- 5月27日 合同進学説明会（ロースクール進学合同説明会 in Tatsumi・辰巳法律研究所主催・辰巳法律研究所東京本校）
- 6月9日 法科大学院協会総会（早稲田大学早稲田キャンパス）
- 6月30日 駒澤大学大学院進学相談会（深沢キャンパス）
- 7月7日 第1回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 7月7日 第11回市民ロースクール「スポーツ事故、不祥事と事故」弁護士・本学法科大学院非常勤講師 大塚翔吾氏（模擬法廷教室、受講者3名）
- 7月9日～7月14日 前期・教員相互授業参観
- 7月26日 前期・学生ヒアリング実施
- 8月1日～9月15日 前期エクスターンシップ実施（履修者なし）
- 8月1日 法科大学院第1期入学試験（A日程）
- 8月5日 法科大学院第1期入学試験（B日程）
- 8月23日 第1期プレ講座 憲法 日笠完治 本学教授
- 8月24日 第1期プレ講座 民法 青野博之 本学教授
- 8月29日 第1期プレ講座 刑法 對馬直紀 本学教授
- 9月11日 司法試験合格発表
- 9月12日～9月13日 9月入学生オリエンテーション

- 9月14日 9月入学者対象単位認定試験
- 9月22日 法科大学院9月入学式
- 9月26日 司法試験合格者報告会
- 9月26日 司法試験合格者祝賀会（深沢キャンパス洋館小ホール）
- 10月20日 第2回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 10月29日 特別講演会「裁判員裁判の実際」元裁判官・弁護士・本学法科大学院客員教授 福崎伸一郎氏（模擬法廷教室、受講者22名）
- 11月10日 法科大学院協会総会（法政大学市ヶ谷キャンパス）
- 11月18日 法科大学院第2期入学試験
- 11月24日 駒澤大学大学院進学相談会（本学開校130周年記念棟「種月館」4F種月ホール）
- 11月24日 秋季無料法律相談会（第一東京弁護士会、本法科大学院共催）
- 12月1日 第2期プレ講座 民事訴訟法 小松良正 本学教授
- 12月8日 第13回市民ロースクール「争族（相続）トラブルの実際と相続法改正のポイント」佐藤美由紀氏 弁護士・本学法科大学院アドバイザー弁護士（模擬法廷教室、受講者48名）
- 12月11日 第1回 ランチミーティング（刑事訴訟法の勉強の仕方）
講師 大塚翔吾弁護士
- 12月15日 第2期プレ講座 刑事訴訟法 松本英俊 本学教授
- 12月17日 第2回 ランチミーティング（民事訴訟法の勉強の仕方）
講師 大塚翔吾弁護士
- 12月17日～12月22日 後期・教員相互授業参観
- 12月22日 第3回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 【2019年】
- 1月22日 後期・学生ヒアリング実施
- 2月1日～2月20日 後期エクスターンシップ（履修者なし）
- 2月4日 法科大学院第3期入学試験（学外〔福岡・新潟・名古屋〕入試を含む）
- 2月9日 第4回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 2月24日 法科大学院第4期入学試験
- 3月9日 第3期プレ講座 行政法 趙 元済 本学教授

駒澤法曹第15号 (2019)

3月16日 第3期プレ講座 商法 春田 博 本学教授

3月22日 法科大学院修了式

3月28日 新年度説明会

3月31日 平成30年度最終日

特別講演会報告

1 講演者

福崎伸一郎 先生（弁護士・本学法科大学院客員教授）

2 演題

裁判員裁判の実際

3 開催日時・場所

平成30年10月29日（月） 10：40～12：40

駒澤大学法科大学院棟502教室

4 詳細

平成30年度の法科大学院、司法研究所共催の特別講演会は、平成30年10月29日（月）午前10時40分から、法科大学院棟502号室において、同年度から本学の客員教授となられた福崎伸一郎先生による「裁判員裁判の実際」という演題で行われました。

福崎先生は、現在は弁護士（東京弁護士会所属）ですが、平成29年まで裁判官として長年にわたり刑事裁判を担ってこられ、裁判員裁判にも多数かかわってこられました。また、最高裁判所調査官を務められるなど、学識も非常に豊かでいらっしゃいます。

本学の3年次には、刑事裁判演習の講義の中で、裁判員裁判の手続を念頭においた模擬裁判を行います。実際には裁判員役を配置していないので、科目選択者でも、評議のイメージを持つことができませんし、裁判員裁判の細かな手続までが頭に入るわけではありません。その科目を選択していない学生にとって、裁判員裁判の手続は容易にはイメージできません。また、特別講演は一般市民にも開放されています。司法への国民参加として平成21年から始まった裁判員裁判は市民の関心も高い問題であり、様々な事件報道はされても、実際の手続がどうなるかについての市民の理解は十分でないとの問題意識から、このような講演会のテーマが選ばれました。

福崎先生は、まず、裁判員裁判が始まった経緯から説き起こされ、市民の参加により司法の正当性に対する国民の信頼性を高めること、あるいは、それまで行われてきた裁判の審理が必要以上に精密であり、供述調書等の書面の受渡

の場となっていたために「日本の裁判は絶望的」との批判や、裁判の長期化といった問題があり、裁判員裁判導入がそれらを変える推進力となることが期待されたこと等を指摘されました。平成20年5月まで、1万1900人の被告人が裁判員裁判の対象となり、1万1500人が終局しています。

裁判員裁判対象事件の除外事件は、北九州における暴力団がらみの事件1件のみですが、福崎先生は、ご自身の出身地の事件である等とユーモラスに紹介されました。

裁判員裁判の裁判体の構成や裁判員たる資格、辞退事由等についても丁寧に説明されました。福崎先生は、平成28年10月現在、辞退した人の52.9%が勤め人であるという数字を指摘なさいましたが、我が国における「働き方」はこの辺にも問題を生じているのかもしれませんが。この講演を傍聴された市民の方は、おそらく辞退しないで裁判員を積極的に受けられるのでしょうか。

裁判員は、法令の解釈や証拠の援用といった法律の専門性を要する部分を除き、事実認定や量刑の判断をします。

福崎先生からは、法律の専門家ではない裁判員にとってわかりやすい裁判を行えるように、公判前整理手続きが行われ、そこで適切な証拠を選び、争点が整理されること、裁判員が適切に判断を下せるように、争点の関係でいらなくなった証拠は調べない、文脈をとれないような一部同意の書面については取調べをしないなど、従来の裁判では考えられなかった立証のスリム化が行われていること、裁判の場面では、書面による証拠ではなく、証人や被告人自身の証言・供述を証拠として活用していること、裁判員が精神的なショックを受けたことが大きくとりあげられた後、当初の裁判員裁判では証拠として提出されていた遺体や負傷部位の写真等が提出されることは少なくなっており、それらについては図で示すなどの工夫がされていること等を紹介いただきました。

評議では、裁判員が議論を尽くせるよう工夫されていること、被告人に不利益な判断は、裁判官、裁判員の双方が入った過半数で決されるなど、どういう人数構成で判断が決されるのかについてもわかりやすく説明をしていただきました。裁判員裁判に参加した市民の73%は、充分議論ができたという感想を持っています。

裁判員は評議について守秘義務があり、この点については、市民の関心も高いところでしょう。評議で誰がどんなことを言ったか、全員一致か多数決かど

うかは秘密にしないといけません、一般の人が最も関心を持つ裁判所の公判でやったこと、つまり証拠調べの内容や検察官・弁護人の意見や判決については話してよいことも指摘されました。

法的な問題ではありませんが、裁判員の昼食は、裁判所や近くの食堂などを利用すると、関係者に会ってしまう可能性もあるので、福崎先生の担当された裁判では、お弁当を持ってくる人が多かったとのことでした。昼食を食べながら、裁判官、裁判員が雑談をして、評議をするための円滑な人間関係を築くという副次的効果もあるのだらうなと思って拝聴しました。

講演後、学生や市民から質問が活発に出るとともに、参加した市民からは、先生のこのような講演を待っていたという声も出た中、終了予定時刻を大きく過ぎるまで、福崎先生には熱心にご回答をいただいて講演会は終了しました。

(宮田 記)

エクスターンシップ

1 事前説明会

主に新2年生を対象として、エクスターンシップ実施に向けた事前説明会を開催し、研修目的、研修期間・研修事務所、研修内容等についての説明が行うことを想定している。

2 申込手続と履修者の選抜

エクスターンシップの申込書の提出締切りまでに申し込んだ者から選抜が行われる。

選抜方法は、在校生については、1年次のGPAの成績、新入生については、入学試験の成績をもとに、さらに法科大学院の執行部とエクスターンシップ担当委員が面接を実施して選抜する。前期と後期にエクスターンシップを実施しているが、面接を行って学生の強い意欲を確認した上でエクスターンシップの履修を認めることにしている。なお、昨年度前期は4名の履修者がいたものの、本年度は履修希望者はなかった。

3 研究者教員による事前指導（8月及び1月）

前・後期エクスターンシップの前に、研究者教員が事前指導を行った上で、学生の受入れをお願いする法律事務所へ学生と共にごあいさつに伺う。事前指導の内容は、守秘義務や研修の内容・方法等を中心とするものである。

4 エクスターンシップの実施（前期：8月1日～9月15日・後期：2月1日～2月20日）

前期は8月1日から9月15日、後期は2月1日から20日のうち、平日10日間、1日8時間の研修を標準とするエクスターンシップを実施した。エクスターンシップの実施期間を前期と後期に配置し、履修受入期間も長く確保することによって、受入先事務所から、より柔軟に受入期日を確保していただけるようにしている。履修学生は第一東京弁護士会所属の先生方の法律事務所に研修の受入れをお願いしている。履修学生は、①訴訟記録の閲覧、②法廷傍聴、

③弁論準備手続期日における立会い、④訴訟に関する争点整理表の作成、⑤和解期日における立会い、⑥要件事実論を前提とした訴状・答弁書の起案、⑦内容証明郵便の作成、⑧法律相談への立会い、⑨最高裁の新判例の研究、⑩具体的法律問題の分析などの実務研修に真剣かつ熱心に取り組んだ。いずれの法律事務所も、履修学生の実務研修を司法修習生の場合と同等の扱いで受け入れていただいている。

実務研修の終了後、履修学生は、研修日誌及び作成した法律文書を担当教員に提出し、研修の内容と成果を確認した。

5 エクスターンシップ報告会の開催（予定）

例年、来年度の履修予定者である1・2年次生を対象に、エクスターンシップ学内説明会を開催している（昨年度は、2018年3月28日開催）。本年度の履修者が出席し、報告を行っている。各履修者がそれぞれ実務研修の内容を報告し、自分の感想を語り、その熱意が履修予定者にも伝わることを大いに期待している。なお、臨床教育の重要性や意義を十分に理解してもらえるような指導方法なども検討している。

無料法律相談会

I 春季

- 1 日時 平成30年5月20日(土) 13時～16時
- 2 場所 渋谷法律相談センター(法テラス指定相談場所)・渋谷シビック法律事務所(渋谷東日本ビル5階)
- 3 共催 日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)、第一東京弁護士会公設事務所渋谷シビック法律事務所、駒澤大学法科大学院
- 4 後援 第一東京弁護士会
- 5 目的 ①本学におけるリーガルクリニック開設の広報
②市民感覚を備えた法律家の養成
③社会に対する身近な司法としての貢献
- 6 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士
- 7 相談件数 9件
- 8 研修学生 8人

II 秋季

- 1 日時 平成30年11月24日(土) 10時～12時30分
- 2 場所 駒澤大学法科大学院
- 3 共催 駒澤大学法科大学院、第一東京弁護士会
- 4 目的 ① 本学近隣住民へのリーガルサービスの提供
② 本学法科大学院の存在と活動内容の広報
③ 法律相談実務の実体験による学生の修学意欲の高揚
④ ローヤリング、エクスターンシップ及びリーガルクリニック各科目における学習成果の確認場所の提供
- 5 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士、駒澤大学法科大学院実務家教員
- 6 相談件数 14件
- 7 研修学生 5人

駒澤大学法科大学院市民ロースクール

一. 概略

駒澤大学法科大学院は、世田谷区に存在する唯一の法科大学院として、身近な法律問題に関する情報や知識を提供するための連続講座「市民ロースクール」を開催している（予約不要、参加費無料）。本年度は2回開催した。

二. 開催状況

◎第12回

1. 講師 大塚翔吾氏（弁護士・本学法科大学院非常勤講師）
2. テーマ スポーツ事故、不祥事と事故
3. 開催日時 平成30年7月7日（土）13時～14時30分
4. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟6階 模擬法廷教室

◎第13回

1. 講師 佐藤美由紀氏（弁護士・本学法科大学院アドバイザー弁護士）
2. テーマ 争族（相続）トラブルの実際と相続法改正のポイント
3. 開催日時 平成30年12月8日（土）10時00分～11時30分
4. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟6階 模擬法廷教室

入学前イベント

未修者コース・既修者コースそれぞれの合格者を対象に、本法科大学院では、入学前に「プレ講座」を実施している。「入学前イベント」の主な内容は、本学での授業見学、オフィスアワー学習相談、プレ講座、特別講演会である。

合格者が入学までの期間を有意義に過ごし、入学後の講義を十二分に活かすことを期待して実施している。

例年実施されているプレ講座では、開催回数・開講科目・内容は年度によって多少の異同があるが、それぞれの科目担当者がどのような狙いをもってどのように授業を行うかの説明や、教科書・参考図書の紹介、入学後のあるべき学習スタイルの例示、入学前数か月間の過ごし方、特に事前に学習しておいて欲しいことの提示などを通じて、受講者の学習意欲を高めるとともに意識改革を図っている。

また、これに加えて、教員による実際の授業を見学（聴講）する機会（授業参観 Week）を設けるほか、本学教員による学習相談も実施している。

ランチミーティング

一. 概略

例年通り、駒澤大学法科大学院法曹会所属弁護士等による企画である連続ランチミーティングが開催された。勉強方法のみならず、実務の話題も盛り込みながら、貴重な話を聞くことのできる恒例行事である。本法科大学院での学修を司法試験にどのように活かすと良いのか悩んでいる学生諸君にとっては有益な行事の一つである。

二. 講師

大塚翔吾弁護士（本学修了生・本学非常勤講師〔憲法〕）

三. 場所

法科大学院棟 301教室

四. 開催状況

第1回

日時 平成30年12月11日（火）12時～13時

テーマ 刑事訴訟法の勉強の仕方

～法科大学院の授業と司法試験～

第2回

日時 平成30年12月17日（月）12時～13時

テーマ 民事訴訟法の勉強の仕方

～法科大学院の授業と司法試験～

※各自で用意した昼食を食べながら参加できます。

本学法科大学院における授業改善のための 諸方策の実施について

1 FD委員会の開催

本学法科大学院では、開設年度より、授業方法及び授業内容の改善を目的として、法律専門分野ごとにFD（ファカルティー・ディベロップメント）部会が設置されている。当該部会では、それぞれの分野に属する教員が、主として定期的に授業方法や内容について協議しその改善を検討し、また相互の授業参観のための日程等について打ち合わせを行った。

また、これらの各FD部会を統括する委員会として、本学法科大学院の専任及び特任教員からなるFD小委員会が設置されている。この委員会は、必要に応じて、毎月開催される教授会の終了後に開かれており、主として各FD部会からの意見を取り纏めて検討するとともに、教員全体に関わる授業改善に関する事項について協議している。また、平成23年度から、授業終了後の時期に（本年度は、平成30年7月7日）、授業を担当する兼担・兼任教員も参加する拡大FD小委員会が開かれている。本年度は、FD小委員会において、新カリキュラムの評価などを中心に教育の質を向上させるべく活発に議論が行われた。

なお、法科大学院における以上の各委員会の大学全体での位置づけを明確にするため、学長・副学長等からなる駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程が制定され、平成18年度からFD推進委員会が開催されている。また、これに関連して、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする認証評価が平成18年11月13日から15日の3日間に渡り実施され、その結果、平成19年3月26日に、財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定された。本法科大学院は、初の適合認定校である。

平成23年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする2回目の認証評価が平成23年11月14日から16日の3日間に渡り実施された。その結果、平成24年5月30日、適合との認定を受けた。

平成28年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする3回目の認証評価が平成28年10月31日から11月2日の3日間に渡り実施された。その結果、平成

29年3月29日、適合であるとの認定を受けた。不適合と判断される法科大学院が増加している中、本法科大学院が適合認定を受けていることは評価されるべきことであろう（詳細については本学法科大学院HP参照、對馬直紀前研究科長によるご挨拶とコメントあり）。

2 学生ヒアリングの実施

本年度は平成30年7月26日及び平成31年1月22日に、全学年合同で、学生が履修した科目を担当する教員の授業方法及び授業内容、授業以外の学生生活上の事項等について、運営委員の教員が学生から直接意見や要望を聞くための学生ヒアリングが実施された。このヒアリングでは、学生から教員の授業方法や内容等について多くの意見が出されている。そして、これらの意見及び要望を集約し、FD小委員会や同部会で検討するなどして必要な改善を図っている。

3 授業参観の実施

本学では、授業改善の目的から、教員が他の教員の授業を直接見学して問題点を指摘する授業参観を実施している。平成16年度は、本学の専任及び特任教員のみでの授業について授業参観を実施した。しかし、平成17年度からは、前期及び後期の各学期において、原則として非常勤教員をも含め本学において開講されているすべての科目を対象にして、本学の教員が分担して授業参観を実施している。そして、各教員の授業方法や授業内容について、授業参観報告シートを作成している。具体的には、「授業実施の形式的面（教員の板書の字、話し声等）、授業の進め方について（双方向・多方向授業の実施状況等）、その他、当該授業に関する意見や感想（評価すべき点、改善すべき点）」を記入し、これを各教員に渡し授業改善を図っている。

4 授業評価アンケートの実施

本学では、原則としてすべての開講科目について学生に対する授業評価アンケートを実施している。この授業評価アンケートには、各セメスターの中間に実施される中間アンケートと、各セメスターの期末に実施される期末アンケートがある。実施方法は、中間アンケートでは、アンケート用紙を用いて各担当教員が任意の時期に実施している。期末アンケートでは、択一式のアンケート

はアンケート用紙を用いて、アンケート実施期間の各授業終了後に回収し、記述式回答は、TKCを利用し、WEB上で回答する方法で実施している。期末アンケートは、授業終了後に回収する措置を執っているため、その回答率は非常に高くなっている。

中間アンケートは、各教員が任意に実施するもので、主として授業実施方法等の形式的側面に重点をおいて学生の意見を聴くことを目的とする。期末アンケートは、本学において開講されている全科目について実施されるもので、授業方法、授業内容、学生自身に関するアンケート項目を設定し、5段階で評価する項目および自由記述により構成されている。そして、このアンケートの結果は、学年全体としての全体集計、学年ごとの学年別集計、および各科目・クラス別の集計に分けて集計され、各アンケートに記載された個別的な学生の肩コメントをもあわせて、各教員に配布される。

5 アンケートの結果に対する教員の改善提案及び小冊子の作成

以上の学生による授業評価アンケートの結果に基づいて、各教員は、①自己の授業に対するアンケート設問別の評価及び平均点、②自己の授業に対する各学生の個別的なコメント、③今後の授業改善に向けた取組み、改善策、④授業改善のための学生への要望、のそれぞれについてコメントを作成した。そして、これらのコメントを一冊の小冊子にまとめ（駒澤大学法科大学院『授業評価と授業改善』）、学生全員に配布している。

また、平成27年度から、前年度に記載した「今後の授業改善に向けた取組み、改善策」についての本年度の状況等を記載することとし、授業改善の進捗度を明らかにするようにした。

6 クラス担任による学生との面接

その他、本学では、クラス担任制を採用している。これは、各教員が数名の学生を担当するものとし、定期的に会合することにより、学生の様々な学習上の相談や疑問に対して、適切なアドバイスを行うことを目的としたものであり、同時に授業に対する要望や改善提案をも受け入れている。各学期末の成績発表後には、成績が芳しくない学生に対して、担任教員が学修相談や指導を行っている。もっとも、通常の面談回数等については教員の間で異なってお

り、今後はこの制度を一層活性化することが期待される。

7 オフィスアワー制度による学生との面接

上述のクラス担任制の他に、さらに学生からの授業内容や方法についての意見を聞く場として、オフィスアワー制度がある。これは、各教員が、一定の時間帯には必ず法科大学院の研究室に待機し、その間に訪れた学生の授業に関する質問や意見に対応するものであるが、この制度を通して、授業に対する改善の要望や意見を取り入れることができるようにしている。今年度も、学生が各教員のオフィスアワーの時間帯に教員の研究室を訪ね、授業について質問をしたり、授業内容を確認したりしていた。

8 定期試験質疑応答および成績質疑応答制度

第2回認証評価における議論を受けて、定期試験質疑応答制度を設けた。従来は、成績評価が発表された後に、成績質疑応答が実施されていたが、定期試験終了から期間が空いてしまっており、定期試験を通した学生の学修に資するという側面はあまり重視されてこなかった。そこで、定期試験終了後、あまり期間を空けずに定期試験についての質疑応答を実施することにより、学生の新鮮な記憶に基づく指導が可能となっている。

9 講評講義の実施

2016年度前期からは、任意参加であるが、定期試験終了後に講評講義を実施した。これまでは、各教員の裁量で、講評講義を実施していたが、法科大学院全体として、実施することとした。これまで行っていた書面に加えて、口頭で定期試験の講評をすることで、よりいっそう出題意図や採点において重視したことなどが伝わると考えたためである。TKC 上の出題趣旨の記載とともに、学生に実際に講義することにより、定期試験の趣旨、解答する際の留意点など、丁寧に教育を進める方向に一歩進めたと評価することができる。